

2023年11月22日

＜富山＞ 入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定の締結について

入 善 町
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

入善町（町長 笹島 春人）と北陸電力株式会社（理事 新川支店長 川本 吉伸）及び北陸電力送配電株式会社（執行役員 富山支社長 竹内 要一）は、本日、SDGsの推進に関する包括連携協定を締結いたしました。

本協定は、入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること
4. 健康・スポーツ・暮らしに関すること
5. 教育・次世代への継承に関すること
6. SDGsの普及促進に関すること

今後3者は、入善町の新しいまちづくり、地域の脱炭素化に向けた取組み、災害時の停電復旧対応等の様々な課題解決のパートナーとして、相互の緊密な連携を図り、入善町の持続的な発展を目指してまいります。

＜別紙1＞ 入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定における連携事項

＜別紙2＞ 入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定書

【お問い合わせ】

入 善 町：総務課

（電話）0765-72-2845（直通）

北陸電力：新川支店総務担当

（電話）0765-24-1401

入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定における連携事項

入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、SDGsの推進に関する包括連携協定に基づき、相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に、以下の6つの連携事項について検討・推進してまいります。
 ※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 環境・エネルギーに関すること

■ 脱炭素に向けた取組み



再生可能エネルギー等の
開発・利活用の推進

■ 環境美化・保全活動の推進



清掃ボランティア活動

4. 健康・スポーツ・暮らしに関すること



■ 生活困窮者への支援



備蓄食料品の寄贈

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■ 停電復旧に向けた協力体制の確立



停電発生時の連携

■ 日常生活の安全確保



こどもや高齢者の見守り活動

5. 教育・次世代への継承に関すること

■ 小中学生向け学校教育・生涯教育の充実



エネルギー・環境関連出前授業



地元住民対象の発電所見学会

3. 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること

■ 地域おこしや賑わいづくりへの協力



街の魅力発信



にゅうぜん商工フェア

6. SDGsの普及促進に関すること



■ 他の連携事項を含むSDGs全般の普及促進・啓発

こたえていく。かなえていく。

未来へ、めぐらせる。

入善町と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
SDGsの推進に関する包括連携協定書

入善町（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、相互連携の強化によりSDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月22日

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- （3） 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること
- （4） 健康・スポーツ・暮らしに関すること
- （5） 教育・次世代への継承に関すること
- （6） SDGsの普及促進に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

甲 入善町入膳3255番地
入善町長

 笹 島 春 人 （自署）

乙 魚津市江口504番地
北陸電力株式会社
理事 新川支店長

 川 本 吉 伸 （自署）

丙 富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 富山支社長

 竹 内 要 一 （自署）